

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)

鳥取県土地利用基本計画の変更(企画課)

保険医療機関の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

計量器の定期検査の実施(商工指導課)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

公有水面の埋立ての免許(漁港課)

公有水面の埋立てに関する埋立地の用途の変更等の許可(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の認定(防犯少年課)

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第三百六十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による久志谷第二地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十一年十一月十三日現在の地番による。)
大字智頭字枕田	大字智頭字枕田のうち一八六八の四、一八六九、一八七〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字智頭字段ハナ	大字智頭字段ハナのうち一九二八の三、一九三二の二以外の区域
大字智頭字清右衛門田	大字智頭字清右衛門田のうち二〇五七の一、二〇五八、二〇五九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇五九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>大字智頭字大地戸</p>	<p>大字智頭字枕田一八六八の四、一八六九、一八七〇及びこれらと一体をなす国有地 大字智頭字段ハナ一九二八の三の一部、一九三一の二 大字智頭字清右衛門田二〇五七の一、二〇五八の一部、二〇五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字智頭字大地戸のうち二一六の一部、二一七、二一八の一部、二一九、二二〇、二二二の一部、二二三の一部、二二四の一部、二二五の一部、二二六の一部、二二七、二二八の一部、二二九の一部、二三〇の一部、二三一の一部、二三二、二三三、二三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字智頭字横瀬二三八の一部</p>
<p>大字智頭字横瀬</p>	<p>大字智頭字段ハナ一九二八の三の一部 大字智頭字大地戸二二二の一部、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字智頭字横瀬のうち二二七から二二九までの一部、二二四〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字智頭字天神免ノ一</p>	<p>大字智頭字清右衛門田二〇五八の一部、二〇五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇五九の二と一体をなす国有地の一部 大字智頭字大地戸二二六の一部、二二七、二二八の一部、二二九、二二〇、二二二の一部、二二三の一部、二二四の一部、二二五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字智頭字横瀬二二七から二二九までの一部、二二四〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字智頭字天神免ノ一の全域</p>

鳥取県告示第三百六十五号

鳥取県土地利用基本計画を昭和六十二年三月三十一日変更したので、国

土地利用画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、次のとおり公表する。

昭和六十二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中鳥取市、岩美町、福部村、国府町、郡家町、河原町及び気高町の森林地域並びに鹿野町及び青谷町の森林地域及び自然公園地域に係る部分を、次のとおり変更する。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県企画部企画課並びに係る市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サンマリタン耳 鼻咽喉科	米子市久米町三二	昭和六十二年三月二十三日
小山齒科医院	米子市車尾八六八	昭和六十二年三月十六日

鳥取県告示第三百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松本 正 恵	鳥粟第六一九号	昭和六十二年三月五日

鳥取県告示第三百六十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、境

港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和六十二年五月二十七日から
昭和六十三年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和六十二年 午前十時から 境港市 境港市境公民館
五月二十七日 午後三時まで

昭和六十二年 〃 〃 〃 〃
五月二十八日

昭和六十二年 午前九時三十分から 境港市外江公民館
五月二十九日 午前十一時三十分まで

〃 午後一時から 境港市渡公民館
午後三時まで

昭和六十二年 午前九時三十分から 境港市余子公民館
六月二日 午前十一時三十分まで

〃 午後一時から 境港市中浜公民館
午後三時まで

昭和六十二年 午前十時から 境港市境中央公民館
六月三日 午後二時まで

鳥取県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐治村土地改良区の定款の変更を昭和六十二年四月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業に係る久志谷第二地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
赤碓町	団体管ほ場整備事業立子地区ほ場整備	昭和六十二年三月十日

鳥取県告示第三百七十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

昭和六十二年四月二十四日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字清水谷九七三の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 酒津港東3号防波堤灯台(北緯三五度三一分二〇秒東経

一三四度〇五分二七秒)から一二三度〇〇分九四・六〇メ

ートルの地点

2の地点 1の地点から一五七度三〇分一四・五〇メートルの地点

3の地点 2の地点から二七九度三〇分五二・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から三三九度三〇分一三・一〇メートルの地点

5の地点 4の地点から九九度三〇分二七・二〇メートルの地点

6の地点 5の地点から九度三〇分一・〇〇メートルの地点

(三) 面積

六〇九・四七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施工区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字村東ノ切三七一一八から同大字字西松ケ

谷九七〇―一までの陸地及びそれらの地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 酒津港東3号防波堤灯台から一〇八度三〇分一三〇・五

〇メートルの地点

イの地点 アの地点から一八〇度三〇分一〇九・二〇メートルの地

点

ウの地点 イの地点から二三五度〇〇分一一・〇〇メートルの地

点

エの地点 ウの地点から三四八度〇〇分一九七・七〇メートルの地

点

(三) 面積

一七、四四六・八〇平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

鳥取県告示第三百七十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第十三条ノ二第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関し、次のとおり埋立地の用途の変更等の許可をしたので、同条第二項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 許可の日

昭和六十二年四月二十四日

二 許可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十八年十一月五日 鳥取県指令受漁港第五十七号

四 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を直線で結んだ線、2の地点と7の地点を直線で結んだ線、7の地点と7-1の地点を直線で結んだ線、7-1の地点と7-2の地点を直線で結んだ線、7-2の地点と8の地点を直線で結んだ線、8の地点と8-1の地点を直線で結んだ線、8-1の地点から8-4の地点までを順次に直線で結んだ線、8-4の地点と13の地点を直線で結んだ線、13の地点から15の地点までを順序に直線で結んだ線、15の地点から16の地点を通り17の地点に至る昭和五十三年一月二十六日付鳥取県指令受河第六百九十号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線、17の地点から20の地点までを順次に直線で結んだ線、20の地点から21の地点を通り22の地点に至る昭和五十七年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び22の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 網代漁港旧北防波堤灯台跡（北緯三五度三四分四九秒東 経一三四度一七三分三二秒）から二一四度四五分五六七・八

メートルの地点

2の地点 1の地点から三四度三三分五〇・〇〇メートルの地点

7の地点 2の地点から一二四度三三分三八三・七〇メートルの地

点

7-1の地点 7の地点から三四度三三分一〇〇・〇〇メートルの

地点

7-2の地点 7-1の地点から三〇四度三三分三・九〇メートル

の地点

8の地点 7-2の地点から三四度三三分二〇〇・〇〇メートルの

地点

8-1の地点 8の地点から三〇四度三三分一二〇・〇〇メートル

の地点

8-2の地点 8-1の地点から一〇度一七分八・六〇メートルの

地点

8-3の地点 8-2の地点から一〇〇度一七分一六・〇〇メート

ルの地点

8-4の地点 8-3の地点から一〇度一七分六〇・〇〇メートル

の地点

13の地点 8-4の地点から一〇〇度一七分五四・五〇メートルの

地点

14の地点 13の地点から一〇度一七分二・〇〇メートルの地点

15の地点 14の地点から一〇〇度一七分六〇・〇〇メートルの地点

16の地点 15の地点から一二〇度五〇分八五・四〇メートルの地点

17の地点 16の地点から七十七度二九分八四・六〇メートルの地点

18の地点 17の地点から一〇〇度一七分七〇・〇〇メートルの地点

五 埋立てに関する工場の施工区域

(三) 面積

一七二、三四七・四七平方メートル

(一) 位置

岩美郡岩美町大字網代字先網代四一〇一六地先から同町大字大谷字中町田濱七四三までの陸地及びそれらの地先公有水面並びに蒲生川の河川水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びサの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 網代漁港旧北防波堤灯台跡から二三五度一四分七二六・

〇〇メートルの地点

ロの地点 イの地点から五度三三分三五・〇〇メートルの地点

ハの地点 ロの地点から六六度一四分六一六・〇〇メートルの地点

ニの地点 ハの地点から八九度一四分二六〇・〇〇メートルの地点

ホの地点 ニの地点から一五五度一四分三〇〇・〇〇メートルの地

点

ヘの地点 ホの地点から一二四度〇三分三二〇・〇〇メートルの地

点

トの地点 ヘの地点から一〇二度三三分九八・〇〇メートルの地点

チの地点 トの地点から一九二度三三分九〇・〇〇メートルの地点

リ 点 チの地点から二八二度三三分一五六・〇〇メートルの地

又の地点 リの地点から二〇〇度四〇分四一七・〇〇メートルの地

ルの地点 又の地点から二一四度三三分三二〇・〇〇メートルの地

点

(三) 面積

八九六、八九五・八五平方メートル

六 埋立地の用途

漁港施設用地 約一二・一九九ヘクタール

関連用地 約五・〇三六ヘクタール

鳥取県告示第三百七十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
米子市
- 二 事業の種類
米子市福生西公民館建設事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 米子市上福原字北浜山中地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
米子市教育委員会

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	キングタンク五	株式会社大一商会
	キングタンク六	
	スーパードロップVII-A	
	スーパードロップVII-A	
	コメント	
回胴式遊技機	スーパードロップB	株式会社竹屋
	コスモス	
	ファイアーバード七U	株式会社瑞穂製作所

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和62年 4月24日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
- (2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者
- (3) 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

2 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和62年5月27日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟1階第 18会議室	岩美、鳥取、郡家、智 頭及び浜村の各警察署 の管内に居住する者
昭和62年6月8日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	倉吉及び八幡の各警察 署の管内に居住する者
昭和62年6月11日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市桃町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内 に居住する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地为管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）